◇**公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令**（政令第一一二号）（文部科学省）

1　公立高等学校基礎授業料月額

(一)　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二二年法律第一八号。以下「法」という。）第三条第二項の政令で定める額は、公立高等学校の区分に応じ、それぞれ定める額とした。（第一条第一項関係）

(二)　法第三条第二項の規定により、毎年度国が地方公共団体に交付する金額の算定方法を定めた。（第一条第二項関係）

2　私立高等学校等に在学した期間の計算の特例

(一)　法第四条第三項の政令で定める月は、その初日において在学していた私立高等学校等が高等学校定時制課程等のみであった月又はその初日において在学していた私立高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の私立高等学校等であった月（当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等であった月に限る。）とした。（第二条第一項関係）

(二)　法第四条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とした。（第二条第二項関係）

3　支給限度額

法第六条第一項の政令で定める額について、支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ定める額とした。（第三条関係）

4　支給限度額の加算

(一)　法第六条第二項の政令で定める私立高等学校等は、国及び地方公共団体以外の者の設置する私立高等学校等並びに独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校とした。（第四条第一項関係）

(二)　法第六条第二項の政令で定める者は、受給権者に保護者がいる場合は当該保護者、受給権者に保護者がいない場合は当該受給権者（当該受給権者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とした。（第四条第二項関係）

(三)　法第六条第二項の政令で定める受給権者及び同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額について、それぞれ定めた。（第四条第三項関係）

5　就学支援金の支給の停止

(一)　法第九条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とした。（第五条第一項関係）

(二)　法第九条第一項の規定による申出をした受給権者に係る就学支援金について、その支給を停止する期間を定めた。（第五条第二項関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「二十一人」を「四十六人」に改め、同項ただし書中「六人」を「三十人」に改める。

第八条第三項中「五十五人」を「六十五人」に改め、同項ただし書中「十五人」を「二十六人」に改める。

附則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第九項中「五十五人」を「六十五人」に、「五十四人」を「六十四人」に、「十五人」を「二十六人」に、「十四人」を「二十五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第八十一号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　審議会等（第三十一条）」を「第二章　施設等機関（第三十一条―第三十三条）
第三章　施設等機関（第三十二条―第三十四条）
第四章　特別の機関（第三十五条―第三十七条）
第五章　地方支分部局（第三十八条―第四十条）」に改める。